

いじめ防止基本方針

1 はじめに（出水中の宝子を守るために）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

2 「いじめ」の定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ
（定義）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係**にある他の児童等が行う心理的又は**物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

- 「**一定の人的関係**」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「**物理的な影響**」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めを行う。
- ※ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、**その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない**。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることを旨としてしなければならない。

一方で、生徒は、学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していくものである。学校教育におけるそうした普遍的営みこそが、いじめ問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

4 市の基本方針

(1) 基本方針の策定

市、学校は、それぞれ「出水市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

※ 法第12条、第13条の規定に基づき策定する。

(2) 基本方針の内容

市基本方針は、いじめ問題への対応を市民総掛かりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめ問題への対処などを家庭や地域・関係機関間の連携等により実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめ問題への組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ問題への対策の蓄積を生かしたより一層の防止等のための取組を定めるものである。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの禁止及び防止

(いじめの禁止)

第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感が得られる学校生活づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第16条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。いじめの早期発見のため、定期的な学校生活に関するアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23 条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめの被害者とされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、関係機関との連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるとともに、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

「いじめ解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、該当いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質向上

学校におけるいじめ問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめ問題に対し、正しい共通認識をもち、適切な対処が行われるよう、教職員研修等を通して、いじめ問題への対処の在り方について理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備する。いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けて、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、各種研修の機会の充実に努める。また、いじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

なお、体罰及び暴言は、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰・暴言禁止の徹底を図る。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携

(保護者の責務等)

第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。また、いじめの早期発見のため、家庭生活におけるささいな変化を把握することや、いじめを行った生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携を進める。

いじめ問題への対応において、学校が、いじめの加害者に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行う。

6 いじめ防止対策の組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」

毎週火曜日に実施。校長、教頭、生徒指導主任、保健主任（養護教諭）、特別支援教育コーディネーター、各学年生徒指導係で構成し、いじめの現状や指導についての情報交換及び共通理解事項について話し合いを行い、決定事項等を全職員と共有する。

② 「いじめ防止対策推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、教育相談係、その他、校長が指名する職員によっていじめ防止対策推進委員会を設置する。また、校長の判断により必要に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する者（特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、自立支援教室相談員、心の教室相談員等）を参加させることもある。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策推進委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

緊急推進委員会参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、生徒指導主任、保健主任（養護教諭）、各学年生徒指導係、教育相談係、校長が指名する職員、教育委員会事務局職員、出水警察署、PTA会長、民生委員

7 いじめ防止の取組

(1) 教職員の取組

① 「生活の記録」等を活用した生徒との心の交流

② 学級活動、道徳等を通じた「心の教育」の取組（命の大切さを考える週間での学校共通授業、講師による講話〔教育講演会、人権週間、国際理解、保健関係等〕）

③ 全校集会・学年集会等での講話による意識づけ

④ 日常からの学校・家庭・地域・関係機関等との連携

⑤ 部活動による取組（仲間意識の確立、自主的清掃活動等）

⑥ コミュニケーションサイトの定期的なチェック・使い方の指導

(2) 生徒の取組

① 生徒総会での「いじめ撲滅宣言」

② 生徒会活動での「心の教育」の取組（ペットボトルキャップ回収、あいさつ運動、専門部活動等）

③ 保護者や学校職員、地域の方等への相談

(3) 保護者の取組

① 学校の情報を広く得るためのPTA活動への積極的な参加

② 学校職員や地域、関係機関等との相談

③ ネット機器に関する知識の取得、管理や情報確認

8 いじめの早期発見への取組

(1) 教職員の取組

① いじめ防止の取組」の継続

② いじめに関する実態調査〔アンケート、学校楽しいーと〕

③ 教育相談（年2回）、チャンス相談の実施、SCの配置・相談

④ 積極的な生徒指導の実施

（あいさつ運動、校内の見まわり、テスト期間中計画的巡回、PTA夏休み河川補導、夜間補導等）

(2) 生徒の取組

① 保護者や学校職員、地域の方等への相談

② アンケート等への回答

(3) 保護者の取組

① 学校の情報を広く得るためのPTA活動への積極的な参加

② 学校職員や地域、関係機関等との相談

③ ネット機器に関する知識の取得、管理や情報確認

9 いじめに対する措置・対応

(1) 教職員の取組

- ① 正確な実態把握（当事者双方、周りの生徒からの聴き取り等）
- ② 指導体制・方針の決定（教職員の共通理解、役割分担、関係機関との連携等）
- ③ 生徒への指導・支援（不安や心配を取り除く、いじめは決して許されない）
- ④ 保護者との連携
- ⑤ 今後の対応

(2) 生徒の取組

- ① 保護者や学校職員、地域の方等への相談
- ② アンケート等への回答

(3) 保護者の取組

- ① 子どもの不安や心配を聞く。
- ② 学校職員や関係機関との連絡・相談